

# 港区文化芸術全国大会等出場祝金事業の ご案内

令和8年4月

港区では、区民及び区内団体が文化芸術の全国大会又は国際大会（以下「全国大会等」という。）に出場する場合に、港区文化芸術全国大会等出場祝金（以下「祝金」という。）を交付しています。

※スポーツ部門については、「港区スポーツ全国大会等出場祝金」を交付しています。

## 1 対象となる大会

### (1) 全国大会

- ア 国、地方公共団体、文化芸術を代表する公益的な団体等が主催又は共催する全国規模の大会で、予選会、選考会、推薦、大会参加標準記録突破のいずれかを経て出場者が選抜される大会
- イ アに準ずる大会と区長が認める大会

### (2) 国際大会

- ア 日本国内で実施する大会の結果等により選抜され、日本代表として派遣される大会
- イ アに準ずる大会と区長が認める大会

#### 【対象とならない大会】

参加者同士の交流や親睦・練習を主たる目的とした競技性のない大会

## 2 交付対象者

- (1) 個人 大会当日に区内に在住する者
- (2) 団体 大会当日に区内に活動の本拠地を置く団体

### 3 祝金の金額・交付回数

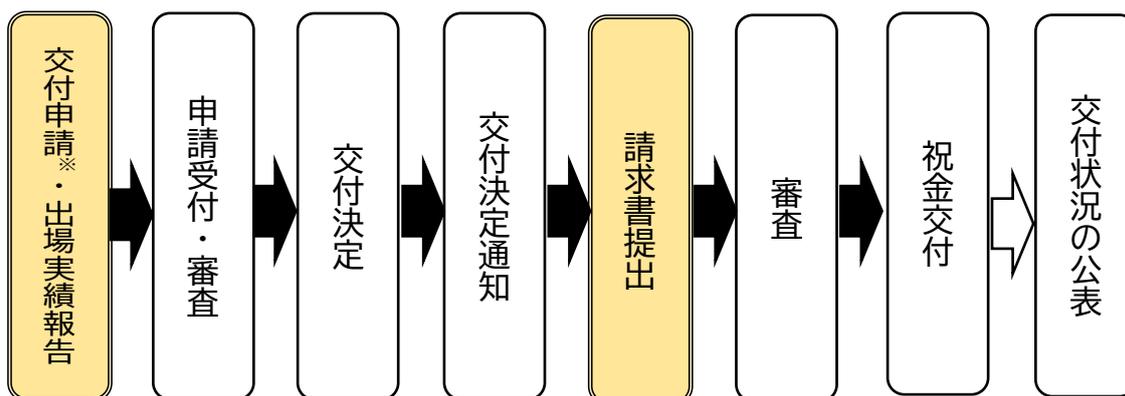
#### (1) 金額

	全国大会	国際大会
個人	10,000円	30,000円
団体	100,000円	300,000円

#### (2) 交付回数

同一年度内の交付回数は、個人・団体ともに、同一の競技について、全国大会1回、国際大会1回とします。

### 4 交付申請から祝金交付までの流れ



- ※ 表中の  の項目が、申請者に行っていただく手続きです。
- ※ 交付申請については、全国大会等の出場前に行うことも可能です。

### 5 交付申請・出場実績報告の書類提出等

#### (1) 申請・報告の時期

次のいずれか早い日までに申請・報告してください。

- ア 全国大会等の終了日から30日
- イ 当該大会が開催された年度の末日

#### (2) 申請区分

個人競技は「個人」、団体競技は「団体」で申請してください。

なお、区外に活動の本拠地を置く団体から、区内在住者が団体競技に出場した場合は、団体で申請できないため、「個人」で申請してください。

### (3) 書類の提出方法

次のいずれかの方法で申請・報告してください。

#### ア 電子申請

以下の電子申請フォームにて、必要事項を入力の上、指定の書類を添付し、申請してください。



<https://logoform.jp/form/Mt5V/1515205>

#### イ 郵送による申請

港区文化芸術全国大会等出場祝金交付（変更）申請書（第1号様式）、港区文化芸術全国大会等出場実績報告書（第2号様式）を記入の上、各指定の書類を添付し、封筒に「港区文化芸術全国大会等出場祝金申請書類在中」と書いて、提出先まで郵送してください。

### (3) 添付書類

交付申請書（第1号様式）の添付書類
交付対象者であることが分かる書類 (個人の場合は港区在住を証明するもの、団体の場合は規約など)
全国大会等の開催要項
全国大会等の出場条件を満たすことを証明する書類 (例) 予選会の結果、推薦状など
全国大会等に出場登録されていることを証明する書類 (例) 出場選手一覧表、出場登録名簿など

出場実績報告書（第2号様式）の添付書類
大会プログラム

大会成績が確認できるもの  
(例) 成績表など

#### 郵送による申請の注意事項

- ・ 鉛筆や消せるボールペン等、文字を消去できる筆記用具で記入したものは受理できません。
- ・ 書類はホチキス留めしないでください。
- ・ 提出書類は返却しません。必要な場合は申請者自身で必ず控えを取ってください。

## 7 交付決定後の請求方法・提出書類

### (1) 請求の時期

祝金の交付申請、大会出場の実績報告を審査・確認した後、港区文化芸術全国大会等出場祝金交付決定通知書(第3号様式)を送付します。交付決定通知書が届きましたら、速やかに請求してください。

年度の末日に交付申請・出場実績報告した場合、会計処理の事情により、短い期間で不備なく請求してもらう必要があります。担当より連絡させていただく場合もありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

### (2) 請求書類の提出方法

申請者が個人の場合は、次のいずれかの方法で請求してください。

申請者が団体の場合は、郵送により請求してください。

#### ア 電子申請（申請者が個人のみ有効）

以下の電子申請フォームにて、必要事項を入力し、申請してください。

なお、請求の電子申請にはマイナンバーカードが必要になります。



<https://logoform.jp/form/Mt5V/1514907>

## イ 郵送による請求

港区文化芸術全国大会等出場祝金交付請求書（第4号様式）を記入し、封筒に「港区文化芸術全国大会等出場祝金申請書類在中」と書いて、提出先まで郵送してください。

なお、請求書には、申請者個人印で必ず押印してください。

## 8 交付決定の取消し

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、祝金の返還を命じる場合があります。

- (1) 参加選手が全国大会等の出場を辞退するなど、全国大会等に出場していないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により祝金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 港区暴力団排除条例（平成26年港区条例第1号）第12条第2項の規定に基づき、祝金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

## 9 交付状況の公表

祝金の交付が決定した後、区民への周知及び事業の透明性確保のため、出場者の氏名（又は出場団体の名称）、出場時の年齢（個人のみ）、出場大会名、成績を区ホームページ等で公表する予定です。

交付申請時に、各項目の公表について、同意の有無を確認いたします。

## 10 書類提出先及び問合せ先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区産業・地域振興支援部

地域振興課 文化芸術振興係

電話：03（3578）2584（平日午前9時から午後5時まで）

## 11 FAQ

### 【1 対象となる大会】

Q1 民間企業が主催又は共催する全国大会は、「国、地方公共団体、スポーツの各種

目を代表する公益的な団体ではないため、交付対象とはならないですか。

A 1 全国規模の大会で、出場者が選抜される大会である場合には、対象となる大会として認められる可能性があります。 問合せ先までご相談ください。

## 【2 交付対象者】

Q 2 「区内に活動の本拠地を置く団体」とは、具体的にどのようなものですか。

A 2 「団体の所在地が港区にある団体」や「港区の各種目の連盟・協会組織に属している団体」を指します。

Q 3 港区内の寮に住んでいますが、港区に住所を変更していません。交付対象になりますか。

A 3 港区に住所を有する方でないと、交付対象になりません。

## 【3 祝金の金額・交付回数】

Q 4 団体競技の場合、個人と団体の両方を申請することはできますか。

A 4 両方を申請することはできません。団体競技のため、「団体」で申請してください。

ただし、区外のチームの場合は交付対象となりません。区外のチームに所属する区民については「個人」として申請してください。

## 【5 交付申請・出場実績報告の書類提出等】

Q 5 「港区在住を証明する書類」とは、具体的にどのようなものですか。

A 5 住民票の写しや運転免許証の写しなど、港区在住であることが確認できる書類です。

Q 6 未成年が個人競技に出場した場合は、保護者が申請者となりますが、未成年は何歳までが該当しますか。

A 6 18歳に達した日の属する年度の末日までの者（高校生以下相当）が該当します。